広島市政と市民

市民ダイヤル
43－6783
43－0440
市政に対する苦情、要望、意見などは、この市民ダイヤルで、公聴課へおかけください。

5月1日号 No 380

児童の尊さ見なおそう

5月5日から5月11日まで 全国で、児童福祉週間

昭和26年5月5日の「子どもの日」に、児童憲章が定められてから、ことしで満20周年になります。この児童憲章は、次代の日本をになう児童の権利を守り、その福祉を増進するために定められたもので、前文、総則、本文の3段からなっています。総則には、①児童は、人として尊ばれる②児童は、社会の一員として重んぜられる③児童は、よい環境のなかで育てられる　一という3原則が示され本文12か条の基礎になっています。また、本文には、両親の責任、教育の基本方針、就学の確保、教育施設の整備、職業指導、労働条件、児童文化財、児童保護、心身の欠陥に対する対策などが掲げられており、あらゆる児童福祉事業を進めて行くうえでの、基本的な規定になっています。

この5月5日から始まる、ことしの児童福祉週間は、とくに、児童憲章制定20周年記念として行なわれます。この週間中、児童憲章に明らかにされている理念を、さらに、国民のみなさんによく理解していただくとともに児童福祉のいっそうの増進をはかるため、国や地方公共団体、関係機関などが協力しあって、全国的に、多彩な運動や行事がくり広げられます。

そこで、ここでは、「こどもの日」を中心に、市内で行なわれるおもな行事を、ごく簡単に、ご紹介したいと思います。

▪広島県子どもの日のつどい／◇とき＝5月5日午後1時から同4時まで◇ところ＝県立体育館◇おもな内容＝子ども宣言、ゲーム、フォークダンス、レクリエーション体操、風船大行進など。

▪交通公園の無料開放／◇とき＝5月5日午前9時から午後4時まで◇ところ＝県立広島交通公園（大芝公園内）◇おもな内容＝中学生以下の生徒・児童に、ゴーカートを無料で開放。

このほか、5月7日には、中央児童相談所で、「一日児童相談所長」が行なわれます。

青空に向かって鯉のぼりをあげる園児たち

所得税額の届け出
5月31日までに

原爆特別措置法で定められている各種手当の支給を受けている人と、所得税額が多いために、現在、支給を受けていない人のうち、45年の税額が2万9,200円以下になった人はつぎの要領で所得税額届を提出してください

市では、4月30日までに届け出用紙を同封した通知書を該当者あてにお送りしていますもし、この届け出をされない場合は、6月分からの手当は支給できませんのでご注意ください。

▪届け出期間／5月1日から5月31日まで。

▪受付け場所と時間／原爆被爆者福祉センター2階。平日は午前9時から午後5時まで、土曜日は午前9時から正午まで。

▪提出する書類／①所得税額届②世帯全員の住民票の写し③45年分の所得税額証明書（満18歳以上の同居の家族全員）――⑦給与所得者は、雇用者が発行する給与の源泉徴収票④市の失業対策事業従事者は、市役所労政課が発行する給与証明書㋐生活保護を受けている人は、生活保護証明書㋑そのほか、所得がなく、申告していない人や自分の家で事業を営んでいる人、自由業などの人は、税務署が発行する納税証明書④各手当証書（証書に、引続き手当を支給する「検認印」を押したのち返す）⑤印鑑⑥原爆手帳。

健康診断受診奨励金
非課税世帯は届出を

所得が一定の額より少ない被爆者の健康診断を、少しでも受けやすくするため、1年に2回を限度にして、1回500円の健康診断受診奨励金を、一般検査を受診されたとき支給しています。対象になる人は、◇国民健康保険被保険者のうち、45年度の国民健康保険料を減免か減額された人とその世帯にいる人◇生活保護法で保護されている人とその世帯にいる人◇老人福祉法の適用を受けて、養護老人ホームか特別養護老人ホームに収容されている人◇失業対策事業に従事している就労者――などです。このほか、世帯主と世帯員全員の市民税所得割が課税されていない世帯にいる人も、奨励金支給の対象になりますのでこの条件にあてはまる人は、所定の申告用紙（市役所原爆被害対策課に備付け）に記入し世帯員全員の住民票を添えて原爆被害対策課に申し出てください。

被爆者定期健康診断
日曜診断は2日と16日に

46年度の被爆者健康診断と特別被爆者健康手帳の検認を行ないますから、ぜひ受診してください。5月の日程は、つぎのとおりです

▪原爆被爆者福祉センター班／◇4日＝本川地区◇6・7・10・11・12・13・14・17日＝基町地区◇18・19・20・21・24・25・26・27日＝竹屋地区◇28・31日＝袋町地区

受付け時間は、午前9時から正午までと午後1時から同3時30分までです。

▪出張班／◇4・6・7日＝西隣保館◇9日＝似島集会所◇10・11日＝戸坂小◇14・17・18・19日＝牛田小◇20・21・24・25・26日＝尾長小◇27・28・31日＝三篠小

受付け時間は、午前9時30分から正午までと午後1時から同3時までです。

▪日曜健康診断／5月2日と16日の両日、午前9時から正午までと午後1時から同3時まで原爆被爆者福祉センターで行ないます。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和46年5月1日

共済へ加入しましょう
家族揃って交通災害

交通事故絶滅の願いをよそに、悲惨な事故は年々暗い記録を更新しています。とくに、春は新入学児や新入園児が、初めてひとりで通学・通園を始めるころでもあり、また、行楽期で、団体や家族づれの外出が多くなり、交通事故も目だってふえる季節です。そのうえ、飲酒運転による事故や団体ぐるみであう事故など、重大事故が多くなるのもこの時期の特徴です

おそろしい交通事故は、いつ、どこで、どんな形で、あなたやご家族の身にふりかかってくるかわかりません。こうした不慮の事故にあわれた人を救済するため、市では、43年7月から、「交通災害共済」を実施しています。ことし3月末までに、のべ30万7,000人の人々が加入されました。また、不幸にして交通事故にあわれ、見舞金を支給された人は死亡（見舞金50万円）60人を含む3,200人で総額1億4,310万円が支払われています。しかし、せっかくの制度がありながら、加入していなかったために、見舞金を受けられない人がたくさんおられますみなさんの中で、まだ、加入されておられない人は、いまこそ家族全員で加入されるようおすすめします。とくに沼田町に住んでおられる人は、これまで交通災害共済制度が設けられていなかったので、このたびの合併を機にこぞって加入をおすすめします。

加入のお申込みは、市役所各出張所沼田支所、本庁交通安全対策課で受け付けています。

見舞金の請求は、原則として、事故発生の日から1年以内になっています1年を過ぎると見舞金を受けられなくなりますので、ご注意ください。

なお、5月下旬には、いままでのように、各家庭に、46年度の申込み用紙や説明書などをお届けする予定ですから、これまで加入されていて共済期間が満了になる人や、こんど新しく加入される人は、家族揃って加入申込みをされるようおすすめします。

交通災害共済のお問い合わせは、市役所交通安全対策課（電話45―2111内線831）へ。

会と催し

愛犬交換会

犬がいらなくなった人や犬がほしい人は、おいでください。

とき／5月9日（日）午後1時から午後4時まで。

ところ／市飼犬管理事務所（冨士見町11―27東保健所構内）

当日は、犬の登録や狂犬病予防注射、健康診断、飼育相談なども行ないます。

くわしいことは、市飼犬管理事務所（電話43―6058）へおたずねください。

狂犬病予防注射

昭和46年度沼田地区の犬の登録と1回目の狂犬病予防注射を行ないますので、お受けください。いずれの場所も5月7日です。

◇下伴公民館前／午後1時から同1時45分まで◇伴農協本部倉庫前／午後2時から同2時45分まで◇大塚農協倉庫前／午後3時から同3時45分まで◇阿戸農協支所／午後1時から同1時45分まで◇戸山連絡所／午後2時から同2時45分まで◇吉山農協支所／午後3時から同3時45分まで◇大下神社／午後1時から同1時30分まで◇奥畑農協支所／午後1時45分から同2時15分まで。

料金は、注射料など合計560円です。

軽自動車税
（定期分）

納付期限　5月31日

身体障害者福祉大会

市身体障害者福祉協会では、市役所と共催で第19回身体障害者福祉大会を開催します。身体障害者の福祉向上のため、障害者や家族のみなさんは、ぜひご参加ください。

とき／5月16日（日）午前10時から。

ところ／社会福祉センター（千田町一丁目9―43日赤裏）2階大ホール

当日は、お弁当を準備しています。

計量器の定期検査

ハカリ、オモリなど計量器の定期検査を行ないますから、必ずお受けください。

◇5月10日＝江波保育園◇11日＝栄光幼稚園◇12日＝江波中◇13日＝舟入小◇14・17日＝神崎小◇18日＝椀町公園◇19日＝大芝小◇20日＝三篠小◇21日＝横川第二公園◇24日＝広瀬小◇25・26日＝本川小◇27日＝市計量検査所（国泰寺町一丁目6―34浅野図書館下）

検査は雨天でも行ないます。

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から同3時30分までです

実施区域など、くわしいことは、市役所計量検査所（電話45―2111内線683）へおたずねください。

盲人のために代書を

市では、目の不自由な人のために、本人にかわって文書を書く、いわゆる盲人専用代書を行なっています。料金はいりませんが、代書を行なうのは、市役所へ提出していただく書類だけとなっています。受付けは、市役所福祉事務所福祉課第一福祉係で行なっていますので、どしどしご利用ください。

くわしいことは、福祉課（電話45―2111内線588・681）へおたずねください。

募集

水彩画グループへ

とき／毎週月曜日午後1時30分から同3時30分まで。

ところ／中央公民館（基町5―94　電話21―5943）

講師／日本水彩画協会審査委員　坂江重雄氏

会費／月額1,000円

募集人員／若干名

応募の方法／希望者は電話でお問い合わせください。

世界連邦市民講座へ

日程とテーマ／◇5月14日（金）午後5時30分から同8時30分まで＝①「東西対決の回避策（平和競存）」　世界連邦建設同盟理事加藤新一氏②「国家主権から人類主権へ」世界連邦建設同盟教宣部長　小塩完次氏◇5月15日（土）午後1時から同4時まで＝①「世界貿易の動向――自由貿易対保護貿易」広島大学政経学部教授　小山満男氏②「世界連邦の現実性」　世界連邦建設同盟副会長出口伊佐男氏

場所／平和記念館第3会議室

主催／広島市、世界連邦建設同盟広島支部連合会

応募の方法／希望者は、往復ハガキに住所、氏名を記入して、世界連邦市民講座開催準備事務局（高須一丁目8―26）あてに、5月10日までにお送りください。先着順に120人まで受け付けます。

ちかく家庭教育学級を開きます

市教育委員会では、つぎのとおり市内の全小学校で、家庭教育学級を開く予定にしています。くわしいことは、おって各小学校から連絡する予定ですが、そのときは、ふるってご参加ください。

▪学習内容／これまで、教育といえば、とかく学校教育に多くの部分をゆだねがちです。しかし、家庭での教育は、人間形成の行なわれる場のうち、もっとも基本的な責任を果たす場といえます。そこで、正しい家庭教育のありかた、親のありかたなどを学習します。

具体的な内容は、◇家庭教育とは◇子どもの心身の成長◇地域での子ども集団◇純潔教育◇テレビ・雑誌と子ども◇郷土の歴史・文化と生活◇子どもの人権――などです。

▪対象／小学校1年生の両親か保護者

▪開設期間／46年6月ごろから47年3月まで

▪学習時間／1回2時間の学習で10回、のべ20時間。

▪定員／各小学校で1学級（約50人）

くわしいことは、市教育委員会社会教育課（電話45―2111内線397）へお問い合わせください。

広島市政と市民

5月15日号 No. 381.

人口と世帯

人口	556,380	(558,273)
男	277,443	(278,665)
女	278,937	(279,608)
世帯	192,180	(192,207)

昭和46年3月31日現在
(カッコ内は46年2月28日現在)

市民ハイキング

子どもからおとしよりまで

自然に親しみながら〝歩く一日〟

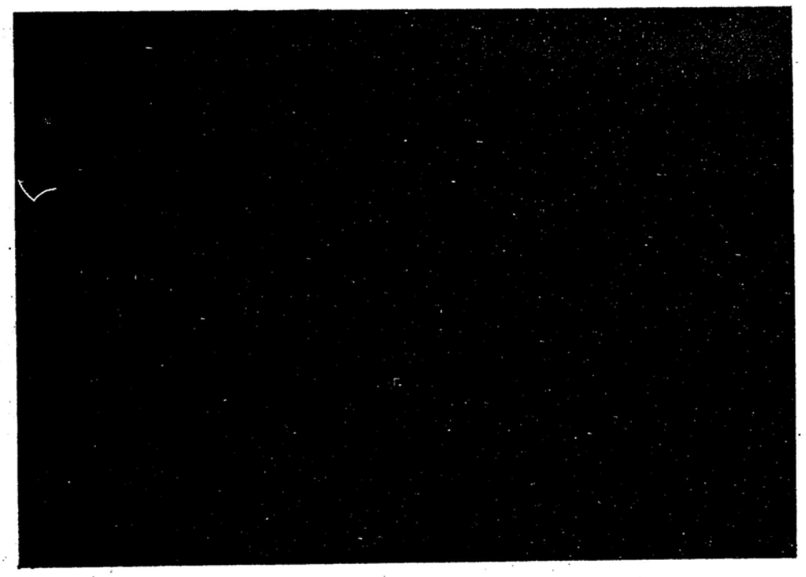

眼下に広がるすばらしい眺め。峠に立って、息をはずませながらいま、自分が歩いてきた道をふり返える、そのときの、ことばではいい表わせない満足感。

市教育委員会では、市民のみなさんに、ハイキングの正しいありかたを広め、明るく健全な市民生活を送っていただくとともに、野外活動を盛んにしていただくために、「市民ハイキング」を行なっています。昭和二十七年六月十五日の茶臼山へのハイキングが最初ですが、その後、回を重ねること百四十五回、さる四月十八日には牛田山へ行きました。この「市民ハイキング」は、年四回行ない、季節やコースによって、家族向き一般向き、健脚向きがあります。郊外へ出るとき以外は、乗物はなるべく使わないで、あくまで歩くことに重点をおいていますが、家族向きでは、小学四年生以上ならおとしよりまで、だれでも歩けるコースを選んでいます。参加者は毎回約百人で、これまでの最高は百八十四人という記録が残っています。なかには、このハイキングを心待ちにして、毎回顔を出される熱心な人もおられます。最近の傾向として、若い人たち、しかもクラブなどの組織がない職場で働いている人たちの参加が目立っています。

この「市民ハイキング」には、毎回、講師と県山岳連盟の三人の指導者が同伴します。講師からはその日のコースにまつわる地理や歴史、植物など、広い範囲の興味ある説明があります。また、指導者からは、山の気象、地図の見かた、休憩の取りかた、リュックの詰めかたと背負いかたなど、いろいろな登山やハイキングに関する技術面の実地指導があります。さらに、場所によっては、市教育委員会の指導で、ゲーム遊びや山のうたのコーラスも行なわれます。いずれにしても、参加者全員が、自然の中で、明るく、楽しい一日を過せるように考えられています。

このつぎは、秋に予定していますが、まだ、参加されたことのない人は、ぜひご参加ください。

市政ワンポイント

ごとしの優勝はどこ?

学区対抗で市民体育祭

ことしも五月十六日と三十日の二日間、市や市体育協会、市学区体育団体連合会などが共催で「第十三回市民体育祭」が開かれる。十六日のソフトボール、バレーボール競技に続いて、三十日には、県営陸上競技場で、一般競技(本大会)が行なわれ市長旗や市議会議長杯などの獲得を目指して、「日ごろみがいたワザ」?をきそい合う。

競技方法が各小学校区対抗で行なわれ、参加申込みも、学区内の体育団体をとおして行なわれるために、当日、会場で直接出場する、いわゆる飛入りはできないので、念のタメ。

全国で三番目の利用度

「広島ユースホステル」

ことしのゴールデンウィークも終わった。家族づれや若いグループで観光地の宿はどこも満員。宿といえば、とくに若い人たちに人気があるのがユースホステル。市内にも牛田町神田山に、広島ユースホステルがあるこのユースホステルは、市が国の補助を受けて三十五年六月に建設したもので、開設以来数多くのホステラーによって利用されてきた。四十四年の利用者数は、二万千百二人で、全国五百五十のユースホステル中、京都の宇多野、東京の市ケ谷各ユースホステルについで三番目に高い利用度を誇っている。

編集・発行/広島市総務局広報課(電話代表45-2111)　印刷/文化印刷株式会社　発行日/昭和46年5月15日

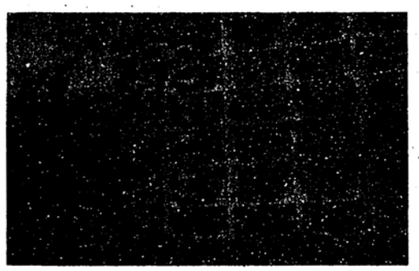

住宅3,240戸建設

東浄、鈴が峰に分譲地も

46年度から4か年計画で

一世帯一住宅の実現めざして

わたくしたちの生活は、衣食住という三つの要素から成り立っています。衣も食も、戦後の窮乏時代を克服し、戦前をはるかにしのぐ水準をみせています。しかし、住生活だけはとり残されています。

健康で文化的な生活を送るためには、一世帯一住宅を実現しなければなりませんが、この目標を達成するためには、市の総合計画によれば昭和六十年までに、約十三万七千戸の住宅を建設しなければならないとしています。

市では、総合計画に盛り込まれた事業を具体的に実施に移すために、財源を考えながら、昭和四十六年度から同四十九年度までの四か年にわたる「実施計画」を立てました。

そこで、この号では、この実施計画に示された住宅建設計画を、できるだけ具体的にご紹介するとともに、こんごの住宅問題を、みなさんといっしょに考えてみたいと思います。

四十一年度からの五か年計画ほぼ実現

昭和四十三年十月一日に総理府が行なった住宅統計調査によると広島市では、約一万二千世帯が住宅に困っているという結果が出ています。

住宅不足を解消するためには、公営住宅など、公的な住宅政策による住宅の大量供給と合わせて、土地さえ手にはいれば自力で家を建てたいという人のための住宅用地の供給を、いわば両輪として同時に推し進めて行かなければなりません。

市では、このような観点から、国や県と歩調を合わせて、幅の広い住宅対策に取り組んできました。

これまで、市が実施してきた、昭和四十一年度から同四十五年度までの、いわゆる「住宅建設五か年計画」による実績は、表1に示すとおりです。

また、できるだけ安い値段で、みなさんに宅地を提供しようと、四十年三月に戸坂町の桜が丘に、十六万五千平方㍍に及ぶ住宅団地を造成したのを皮切りにして、四十三年四月には、同町百田に、十二万七千平方㍍の団地を造成し、みなさんに分譲してきました。しかし、残念ながら、こうした市の住宅対策にもかかわらず、いまのところ需要に追いつくまでに至っておりません。

住宅困窮世帯の解消に重点

四か年の実施計画は、住宅の供給と住宅用地の造成に分かれています。

まず、住宅の供給面では、重点を住宅困窮世帯の解消におき、市営の公営住宅千八百六十三戸と改良住宅千三百七十八戸、合わせて三千二百四十一戸を建設することにしています。この建設には、約六万二千六百五十平方㍍の用地が必要ですが、その年度別・事業別の内訳は、表2のとおりです。これらに要する事業費は、用地購入も含めて、公営住宅分が、約六十四億円、改良住宅分が約五十七億円、合計約百二十一億円が見込まれています。

東浄、鈴が峰合わせて八十七万平方㍍の住宅団地を造成

いっぽう、住宅対策のもう一つの柱である宅地造成事業面では、戸坂町東浄地区に約三十三万平方㍍、さらに、西部開発事業による山地部宅地造成事業として、約五十四万平方㍍の大住宅団地を造成して、分譲することにしています。

このうち、東浄住宅団地は、四十五年度までに、約二十七万平方㍍の造成をすませ、残りの約六万平方㍍を四十六年度で完了させる予定です。この団地全体が完成しますと、十五万千平方㍍の宅地に千八百二十三戸の住宅が建設できる予定です。

西部開発事業の山地部宅地造成は、鈴が峰から、前面の海面を埋立てるための土砂を採取し、その跡地に住宅団地を造成するものです。これは四十九年度までには完了する予定で、この団地全体ができあがりますと、二十四万三千平方㍍の宅地に、独立住宅八百戸、共同住宅千七百戸が建設できる予定です。

土地の確保に苦慮——市街地は中高層、周辺部に大規模団地の方針で

こんご、いちばんの問題は住宅用地です。最近の地価の値上りには市でも頭を痛めているところですが、最終的には、国の抜本的な政策を待たざるを得ないのが現実です。しかし、ただ手をこまねいてばかりはいられません。そこで、市では、こんごの住宅対策として、さきにのべた計画とともにつぎの方針にもとづいて、住宅の建設と住宅用地の確保につとめるよう努力して行くことにしています。すなわち、◇住宅の建設のうち、市営住宅の建設は、すべて中高層住宅とし、既存の木造市営住宅の建替えや既成市街地の再開発により、市営住宅の中高層化を推進するとともに、その他の公的施策（公団、公社など）による住宅の建設は、住宅の大量供給を強力に要請する。◇住宅用地の確保は既成市街地では、再開発により新たな住宅地を造成し、市の周辺地域や周辺町村の適地には、公的な機関などにより、交通機関と生活環境施設とを合わせて整備した大規模な住宅団地の造成を促進する——としています。

表1　住宅建設5か年計画と実施状況

区分	5か年計画戸数	41年度実績	42年度実績	43年度実績	44年度実績	45年度実績	建設進行率
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%
総数	53,000	8,809	9,242	9,786	10,147	10,146	90.8
公的資金による住宅	21,000	1,578	2,077	1,686	3,112	2,746	53.3
公営住宅	4,980	595	588	761	1,455	1,370	95.8
うち市営住宅	4,625	565	528	731	895	902	78.3
その他の住宅	16,020	983	1,489	925	1,657	1,376	40.1
民間自力建設住宅	32,000	7,231	7,165	8,100	7,035	7,400	115.4

(注) 公的資金による住宅のうち、「その他の住宅」とは、公庫住宅、公団住宅、公社住宅と厚生年金住宅、市・県・国の出先機関などの公舎、官舎をいう。

表2　年度別市営住宅建設計画

区分		事業内容と事業量 46年度	47年度	48年度	49年度	計
公営住宅建設分	住宅	戸 430	戸 378	戸 455	戸 600	戸 1,863
	(基町高層)	326	278	230	—	834
	(一般住宅)	104	100	225	600	1,029
	内訳	東浄64 江波建40 替え	東浄40 江波25 福島35	山田225	山田600	—
	併存施設＝店舗	㎡ 3,638	㎡ 2,636	㎡ 1.401	㎡ —	㎡ 7,675
	(一般住宅)	3,038	2,636	1,401	—	7,075
	(基町高層)	600	—	—	—	600
	用地購入 (一般住宅)	㎡ 3,000 (東浄)	㎡ 1,900 (東浄)	㎡ 15,750 (山田)	㎡ 42,000 (山田)	㎡ 62,650
改良住宅建設分	住宅 (基町高層)	戸 488	戸 584	戸 306	戸 —	戸 1,378
	併存施設＝店舗 (基町高層)	㎡ 11,254	㎡ 9,642	㎡ 1,695	㎡ —	㎡ 22,591

安佐町との合併間近

市域、一躍260平方キロに

この五月二十日には、安佐郡安佐町が広島市に仲間入りします。さる四月一日に合併した沼田町についで、今回の広域合併第二号になります。この安佐町との合併によって、五月二十日以後の市の規模はつぎのように変わります。

人口は、八千六百八十人ふえて五十五万六千七百九十九人に、世帯数は二千百五十八世帯ふえて十七万九千五百五十六世帯に（どちらも四十五年国勢調査）、面積は百七・九三平方㍍ふえて一躍二百六十一・七六平方㍍になり、人口密度は一平方㍍当り、これまでの三千五百六十三人が二千百二十七人になります。

安佐町は、その中央部を北西から南東に太田川の清流が貫きけい谷に富んだ文字どおり緑と詩の町です。

産業は農業中心ですが、最近は町内各地で開発が進んでおり、市でも、後山地区に、この八月六日開園予定の安佐動物公園や、牛頭山山ろくに、青少年野外活動センターの建設を進めています。合併後は、安佐町役場は廃止され、市役所安佐支所として、新たに生まれ変わります。しかし、合併後も地区住民のみなさんに対するサービスの低下をもたらさないよう配慮して行くことにしています。

安くなる市・県民税

四十六年度から実施

このたび、地方税法や市税条例の一部が改正され、市・県民税の減税や電気ガス税の免税点の引上げなどが行なわれました。

おもな改正点は、つぎのとおりです。（カッコ内は改正前）

■市・県民税

◇各種控除額の引上げ／①基礎控除＝十四万円（十三万円）②配偶者控除＝十三万円（十一万円）③扶養控除＝十万円（八万円）ただし、配偶者のいない場合のひとり目の扶養控除＝十一万円（九万円）④障害者・か婦・老年者・勤労学生控除＝九万円（八万円）⑤特別障害者控除＝十一万円（十万円）⑥医療費控除（最高限度額）＝百万円（三十万円）——これは納税者自身や納税者と生計をいっしょにしている家族全員の一年間に支払った医療費が、⑦年間所得二百万円以下の場合、その所得の五%をこえる額、また、④年間所得が二百万円をこえる場合、十万円をこえる額であれば、そのこえる部分の金額が、最高百万円までを限度にして、所得から控除されるというものです⑦生命保険料控除（最高限度額）＝二万七千五百円（二万五千円）

このほか、四十五年度の所得税法の改正に伴う給与所得控除の引上げ分が、今年度の市・県民税へ適用されます。

◇障害者などの非課税限度額の引上げ／障害者・老年者・か婦・勤労学生の非課税になる所得の限度額＝三十五万円（三十二万円）

このような改正によって、サラリーマンで、標準世帯（夫婦と子ども三人）の場合、年間所得が八十六万四百七十一円（七十四万千三百二十九円）以下であれば、市県民税の所得割がかからなくなりました。また、同標準世帯で、年間所得百万円の場合、約四千三百円（軽減率五〇・三%）、年間所得二百万円の場合、約一万千四百円（軽減率一六・九%）の減税になります。

◇一月以降の退職者にかかる残余税金の一括納税／市・県民税を給与などから天引きされるサラリーマンなど、いわゆる特別徴収の方法で納税している人が、一月一日から四月三十日までのあいだに中途退職した場合は、雇用主に申し出ることにより、その人の残余の税金を、五月三十一日までのあいだに支給される給与か退職金などから、特別徴収の方法で一括して納税できるようになりました。

■電気ガス税

一か月の電気使用料が、七百円（六百円）以下、ガス使用料が、千四百円（千二百円）以下であれば、電気ガス税がかかりません。

くわしくは、市役所（電話四五—二一一一）の主税課（内線四五四）か市民税課（内線二六一）へ

四十五年度モデル店

鮮魚と食肉で八十七店選定

市では、商工会議所とタイアップして、四十二年度から生鮮食品モデル店の選定制度を設けていますが、このたび、四十五年度のモデル店に、つぎの八十七店が決まりました。

■鮮魚モデル店（◆は三年以上連続）／◇魚忠＝東雲本町二丁目◇大政鮮魚店＝戸坂町桜が丘市営店舗◆岡村鮮魚店＝青崎一丁目◆千北鮮魚店＝青崎一丁目◆金川鮮魚店＝本浦町◆魚昌＝旭町◇もりながが鮮魚店＝旭二丁目◆美満寿＝北大河町◆三宅鮮魚店＝皆実町一丁目◆荒川商店＝皆実町三丁目◆黒川鮮魚店＝宇品御幸三丁目◆坂井鮮魚店＝宇品御幸二丁目◆中川鮮魚店＝宇品御幸二丁目◆上田鮮魚店＝宇品東二丁目◆木原鮮魚店＝宇品神田三丁目◇今中鮮魚店＝牛田本町三丁目◇出岡鮮魚店＝牛田本町三丁目◇出岡鮮魚店＝牛田二丁目◇田増＝段原中町◆真田鮮魚店＝段原中町◇浜崎鮮魚店＝段原日出町◆楠田鮮魚店＝段原大畑町◆前岡鮮魚店＝二葉の里一丁目◆長尾鮮魚店＝的場一丁目◆渡部鮮魚店＝金屋町◇河本鮮魚店＝松川町◇魚福＝東白島町◇梶川鮮魚店◇大森鮮魚店◇山崎鮮魚店＝いずれも基町市営店舗◇恵美鮮魚店＝千田町三丁目◆泉鮮魚店＝千田町三丁目◇越路鮮魚店＝南千田西町◆魚政＝住吉町◇秦田鮮魚店＝吉島新町二丁目◆増吉＝榎町◇縄岡鮮魚店＝河原町◇菊野鮮魚店＝西川口町◇松原鮮魚店＝江波東一丁目◆柳川鮮魚店＝江波南三丁目◇茶川鮮魚店＝大宮一丁目◇三浦鮮魚店＝楠木町四丁目◇森田鮮魚店＝横川二丁目◇魚勢＝中広一丁目◆大野鮮魚店＝中広二丁目◆山口鮮魚店＝福島町一丁目◆三浦鮮魚店＝西観音町◇荒川商店ふじハイツ店＝己斐本町二丁目◇吉田鮮魚店＝己斐本町二丁目◇藤井鮮魚店＝古江新町◇魚船＝庚午北二丁目

■食肉モデル店／森岡精肉店＝牛田本町二丁目◇寛田精肉店＝牛田早稲田一丁目◇マスカン直売店＝曙町◇森心精肉店＝狭猿懸町◇槌井精肉店＝段原中町◇つるや精肉店＝南段原町◇沖本精肉店＝旭二丁目◇岡田精肉店＝旭二丁目◇吉本精肉店＝皆実町三丁目◇片岡精肉店＝皆実町一丁目◇新町屋精肉店＝宇品御幸二丁目◇まるい商店＝白島北町◇白島福春精肉店＝東白島町◇梶原精肉店◇肉の吉田＝どちらも基町市営店舗◇古田商邦＝幟町◇タカキベーカリーアンデルセン＝本通り◇木村屋精肉店＝新天地◇ミートえびす＝袋町◇新長精肉店＝大手町五丁目◇片岡精肉店＝千田町三丁目◇細田精肉店＝吉島西一丁目◇福春精肉店＝横川町三丁目◇菊崎精肉店＝横川町三丁目◇面出精肉店＝横川町三丁目◇ますい＝横川町三丁目◇木村精肉店＝十日市一丁目◇キクカン＝十日市二丁目◇木村屋精肉本店＝榎町◇井筒精肉店＝土橋町◇かどや精肉店＝江波本町◇胡子精肉店＝江波二本松二丁目◇のむら精肉店＝南観音町◇菊貞精肉店＝観音新町一丁目◇古江菊定精肉店＝古江新町

中小企業者向け融資

制度をご利用ください

■経営安定資金融資制度

四十六年度から資金わくを十三億五千万円に拡大するとともに、貸付け金利をこれまでより〇・二〜〇・四%引きさげ、中小企業者の負担を軽くしました。

◇貸付け対象＝おもに、長期運転資金◇貸付け期間＝三か年以内◇貸付け金額＝一企業で三百万円以内◇貸付け金利＝年七・七五%〜九%◇申込み受付け＝商工中金広銀　広相　広島信用金庫　市信用組合　県厚生信用組合　呉相互銀行　山口銀行の各市内本支店　県信用保証協会　市役所商工相談課

■公害防止資金融資制度

いままで、中小企業設備近代化資金融資制度の中で別わくにして実施していたものを、四十六年度から独立した制度にするとともに、低利で、長期の資金として融資します。

◇貸付け対象＝現在発生しているか発生が予想される公害を防止する施設の設置・改善資金、あるいは転業に必要な施設の設置資金◇貸付け期間＝六か年以内◇貸付け金額＝一企業で五百万円以内◇貸付け金利＝年四・五%。

このほか、中小企業設備近代化資金、中小企業協同組合、同和地区中小企業各融資制度があります。

くわしいことは、市役所商工相談課（電話四五—二一一一内線六〇五）へお問い合わせください。

日本脳炎の予防接種を

一般市民は5月17日から

日本脳炎を予防するためには、過労を避け、睡眠や栄養をじゅうぶんにとることが大切ですが、予防接種が一番効果があります。市では保育園、幼稚園、小・中学校の幼児（三歳以上）、児童、生徒を対象にして、いっせいに予防接種を実施します。そのほか、市民のみなさんの中で予防接種をお受けになりたい人は、つぎのとおり実施しますのでおいでください。

▼期間／五月十七日から七月九日まで。

▼場所と時間／◇東保健所＝毎週金曜日◇西保健所＝毎週月曜日◇南保健所＝毎週水曜日　時間は、いずれも午後一時から同三時まで◇沼田町（一回目、二回目の接種日と場所）＝五月十七日と二十四日が吉山農協　十八日と二十五日が戸山連絡所。十九日と二十六日が下伴集会所。二十日と二十七日が大中医院。二十一日と二十八日が沼田公民館。三十一日と六月七日が奥畑分校。六月一日と八日が大塚集会所。六月十四日が沼田支所。時間は、いずれも午後一時から同二時まで◇病院・医院＝五月一日から九月三十日までの診療受付け時間中。

▼料金／実費。ただし、生活保護世帯など、生活にお困りの世帯員が保健所で接種される場合は、料金が免除されることがありますので保健所へおたずねください。

新都市計画法にもとづいて、さる三月十二日づけで、市街化区域と市街化調整区域が決まりましたこのうち、市街化区域内では、農地を宅地などに転用する場合、転用する日の五十日前までに、農業委員会を経由して、県知事に転用届（用紙は農業委員会に備付け）を出さなければなりません。

市街化区域内の農地転用届は五十日前までに

なお、市街化調整区域内の農地を宅地などに転用する場合は、これまでどおり許可制です。

転用届に添える書類など、くわしいことは、農業委員会事務局（市役所本庁三階　電話四五―二一一一内線三四〇）へお問い合わせください。

市民生活実態調査にご協力を

市では、市民生活実態調査を六月一日から二十日間の予定で行ないます。

この調査は、市内の二人以上の世帯を対象に、くじ引き式に約五千世帯を選んで、世帯構造（居住、家計、職業、文化生活など）や子どもの生活・教育、老人の扶養、地域における生活上の問題と地域組織などを、六月一日現在の状態で調べ、住民福祉の増進をはかる施策を推進するための基礎資料にするものです。

お知らせいただいたことがらは市民生活の実情を全体的におしはかるものですから、後日ごめいわくがかかるようなことは絶対にありません。

調査員（女子大生）がおうかがいしましたら、この調査の趣旨をおくみとりいただき、ご協力くださるようお願いします。

募集

成人学校参加者

▼講座内容と講師／◇ペン習字＝白日行雄氏ほか◇法律入門＝岡田俊男氏ほか◇哲学＝佐藤清太氏◇油絵＝柿手春三氏ほか◇経済学＝田村泰夫氏ほか◇孔版＝三宅照一郎氏ほか◇話しかた＝木村和美氏◇英会話＝深崎敏之氏◇フォーク・ダンス＝向井アヤ子氏ほか。

▼期間／六月七日（月）から七月十日（土）まで。午後六時～午後八時。いずれの科目も週二回。

▼参加者資格／市内に住所か勤め先があり、期間中、休まずに出席できる十五歳以上の人。学歴は問いませんが、高校生はのぞきます。

▼定員／いずれの科目も五十人。

▼受講料／無料ですが、科目によっては教材費がいります。

▼受付け期間／五月十七日（月）から五月二十二日（火）まで。

▼受付け場所／中央公民館（中島町一―二平和記念館内）

▼申込み方法／往復ハガキに、受講希望科目、住所、氏名、性別、年齢、職業を書いて申し込んでください。

申込み数が定員を越えた場合は受講者を抽せんで決めます。

そのほか、要項の申込みやお問い合わせは、中央公民館（電話二一―五九四三）へどうぞ。

生活学校参加者

家庭生活、とくに消費生活で困っていることや関心の深い問題を持ち寄って、月一、二回、立場の違った専門家との話し合いにより課題を解決し、生活の向上と人間成長をはかるため、生活学校を開設します。

▼開設場所／中央公民館

▼開設期間／四十六年六月十日から四十七年三月十日まで。

▼対象者／市内に住んでいる主婦で、年齢、学歴は問いません。

▼定員／百人

▼申込み方法／往復ハガキで、五月十五日から五月三十一日までに広島市新生活運動推進協議会事務局（基町五―九四中央公民館内電話二一―五九四三）へ申し込んでください。

▼開校式／六月十日午後一時三十分から、中央公民館で行ないます

学習教室参加者

豊かで、うるおいのある生活を送っていただくため、宇品公民館では、つぎのとおり学習教室を開いていますので、ふるってご参加ください。

▼科目・講師・日程／◇楽焼＝三宅弥三郎氏。五月十二日から七月十四日までの毎週水曜日、午後六時三十分～同八時三十分◇絵画＝木村武男氏。日程は楽焼と同じ◇ペン習字＝大下元氏。五月十三日から七月十五日までの毎週木曜日午後六時三十分～同八時三十分◇青年学習会「現代青年の生きかた」＝佐藤天俊氏、長谷川良平氏、小久保均氏、吉岡一郎氏、八木佐市氏、伊藤茂拡氏、山中善和氏。五月十三日から七月二十九日までの毎週木曜日、午後七時～同九時

▼申込み方法／火曜日をのぞく毎日、宇品公民館（宇品御幸四丁目一―二電話五三―二五二九）で受け付けていますので、ハガキか電話でお申し込みください。

市民講座参加者

▼講座の内容／◇「世界のヒロシマ」＝講師は医師　原田東岷氏。期間は五月二十四日から二十六日までの三日間で、毎日午後六時から同八時まで。場所は、平和記念館第四会議室◇「日本の外交的課題」＝講師は広大助教授矢野暢氏。期間は五月三十一日から六月二日までの三日間で、毎日午後六時から同八時まで。ただし、六月二日は午後七時から同九時まで。場所は平和記念館第三会議室。

▼受講料／無料

▼申込み期限／五月十九日まで。

▼申込み先／広島平和文化センター（中島町一―二平和記念館内）

▼申込み方法／往復ハガキに「第六回市民講座申込み」と書き、住所、氏名、年齢、勤務先（所在地や電話番号も記入）を記入して申し込んでください。また、返信用ハガキにも住所、氏名をお忘れなく。

くわしいことは、広島平和文化センター（電話四一―五二四六）へおたずねください。

施設見学と文化財めぐりへどうぞ

◇とき／5月21日（金）午前9時から午後3時30分まで◇コース／①施設見学コース＝千田下水処理場　安佐動物公園（建設中）緑井浄水場②文化財めぐりコース＝頼山陽居室　三滝寺　新庄の宮　不動院　広島城◇集合／市役所玄関前に、午前8時45分までに◇申込み先／市役所広報課＝電話45―2111 内線842へ電話でお申し込みください◇その他／①定員は，どちらのコースとも50人②弁当，水筒，雨具は，各自でご持参ください③小雨の場合でも行ないます。

「1日総合相談室」へどうぞ

新たに電気・ガス相談も

国や県や市の仕事に対する苦情や要望、税金、借地・借家、金銭貸借、相続・離婚、身体障害者や精神薄弱者の更生など、いろいろな問題、新たに加わった電気・ガスに関する相談などどんな相談でも1か所で聞ける「一日総合相談室」を開きますので、おいでください。◇とき／5月21日（金）午前10時から午後4時まで◇ところ／市役所本庁舎3階講堂